

福島県景観計画新旧対照表

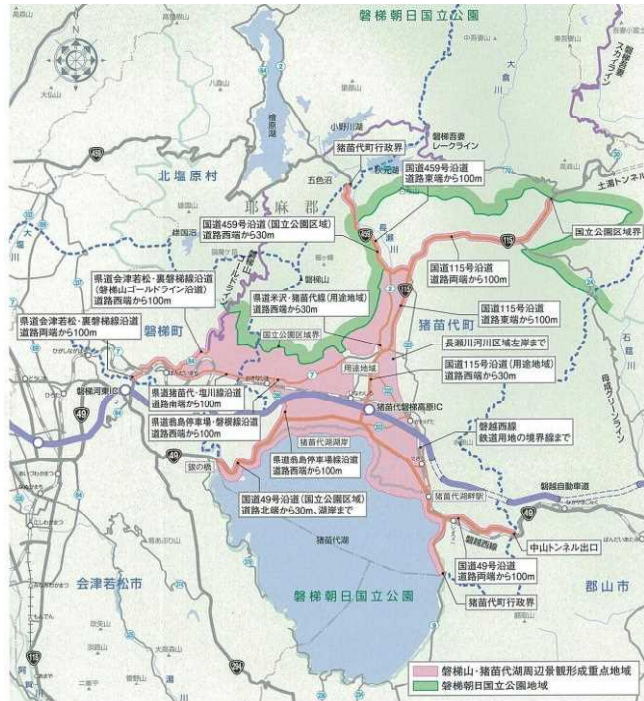
新	旧
<p style="text-align: center;">福島県景観計画</p> <p>平成21年10月1日 施行            平成22年 4月1日 第1回変更            平成23年 4月1日 第2回変更            平成 年 月 日 第3回変更</p> <p style="text-align: center;">福島県</p>	<p style="text-align: center;">福島県景観計画</p> <p>平成21年10月1日 施行            平成22年 4月1日 第1回変更            平成23年 4月1日 第2回変更</p> <p style="text-align: center;">福島県</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第1 景観計画区域 (法第8条第2項第1号関係)</p> <p>1 景観計画区域            景観計画区域は、景観行政団体である市町村 (ただし、届出制度を有する景観に関する条例を施行していない市町村の区域を除く。)、二本松市及び大玉村の区域を除く県土全域とします。</p> <hr/> <p>2 景観形成重点地域            景観計画区域のうち、平成21年8月18日付け福島県告示第509号で指定した景観形成重点地域から会津若松市景観計画区域を除いた区域を磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域 (以下「景観形成重点地域」という。) に設定します。</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第2号関係)            (略)</p> <p>第4 景観重要建造物の指定の方針 (法第8条第2項第4号関係)            (略)</p> <p>第5 景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第4号関係)            (略)</p> <p>第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第5号関係)            (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1 景観計画区域 (法第8条第2項第1号関係)</p> <p>1 景観計画区域            景観計画区域は、景観行政団体である市町村 (ただし、届出制度を有する景観に関する条例を施行していない市町村の区域を除く。)、二本松市及び大玉村の区域を除く県土全域とします。 (ただし、会津若松市の区域のうち平成17年3月29日付け福島県告示第291号で変更された磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域 (以下「旧重点地域」という。) に含まれる区域を含む。)</p> <p>2 景観形成重点地域            景観計画区域のうち、旧重点地域から磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域 (都市計画区域外に限る。) を除いた区域を磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域 (以下「景観形成重点地域」という。) に設定します。</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第2項第2号関係)            (略)</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号関係)            (略)</p> <p>第4 景観重要建造物の指定の方針 (法第8条第2項第4号関係)            (略)</p> <p>第5 景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第4号関係)            (略)</p> <p>第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第5号関係)            (略)</p>

福島県景観計画 新旧対照表

新	旧
<p>第7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第<u>4</u>号関係） （略）</p> <p>第8 自然公園法の許可の基準（法第8条第2項第<u>4</u>号関係） （略）</p>	<p>第7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第<u>5</u>号関係） （略）</p> <p>第8 自然公園法の許可の基準（法第8条第2項第<u>5</u>号関係） （略）</p>

新

図1 景観形成重点地域



【磐梯山・猪苗代湖周辺地域景観形成重点地域】

上記の区域は、次に掲げる1及び2の区域とする。

- 1 国道49号（起点いわき市、終点新潟市）の道路用地の起点から終点に向かって左側（以下「左側」という。）の境界線と県道猪苗代湖南線（起点耶麻郡猪苗代町、終点郡山市湖南町）の道路用地の起点から終点に向かって右側（以下「右側」という。）の境界線との接点を起点として、同起点から国道49号の右側の境界線への垂線を北に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、更に北に進み、磐越西線猪苗代湖畔駅への進入通路用地の南側の境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、磐越

旧

図1 景観形成重点地域



【磐梯山・猪苗代湖周辺地域景観形成重点地域】

上記の区域は、次に掲げる1及び2の区域とする。

- 1 国道49号（起点いわき市、終点新潟市）の道路用地の起点から終点に向かって左側（以下「左側」という。）の境界線と県道猪苗代湖南線（起点耶麻郡猪苗代町、終点郡山市湖南町）の道路用地の起点から終点に向かって右側（以下「右側」という。）の境界線との接点を起点として、同起点から国道49号の右側の境界線への垂線を北に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、更に北に進み、磐越西線猪苗代湖畔駅への進入通路用地の南側の境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、磐越

福島県景観計画 新旧対照表

新	旧
<p>西線（起点郡山駅、終点新潟駅）の鉄道用地の起点から終点に向かって左側の境界線との接点に至り、同接点から同鉄道用地の起点から終点に向かって右側の境界線への垂線を東に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を北に進み、更に西に進み、長瀬川の河川区域の左岸側の境界線との交点に至り、同境界線を北に進み、更に北西に進み、国道115号（起点相馬市、終点耶麻郡猪苗代町）の左側の境界線との交点に至り、同境界線を北に進み、同国道の右側の境界線と国道459号（起点新潟市、終点双葉郡浪江町）の左側の境界線との接点から国道115号の左側の境界線への垂線との接点に至り、同垂線を西に進み、国道459号の左側の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、同国道の右側の境界線と磐梯朝日国立公園（特別地域）区域界（以下「国立公園界」という。）との交点（耶麻郡猪苗代町字堰間上地内）から同国道の左側の境界線への垂線の接点に至り、同垂線を南に進み、国立公園界との交点に至り、国立公園界を南に進み、更に西に進み、更に北に進み、更に西に進み、県道会津若松裏磐梯線（起点会津若松市、終点耶麻郡北塩原村）の左側の境界線との交点に至り、同境界線を南西に進み、県道猪苗代塩川線（起点耶麻郡猪苗代町、終点同郡塩川町）の右側の境界線との接点に至り、同接点から同県道の左側の境界線への垂線を南に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、県道翁島停車場磐根線（起点翁島停車場、終点県道猪苗代塩川線交点）の左側の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、県道翁島停車場線（起点翁島停車場、終点国道49号交点）の左側の境界線との接点に至り、同接点と県道翁島停車場磐根線の右側の境界線と県道翁島停車場線の右側の境界線との接点を結ぶ線を南に進み、県道翁島停車場線の右側の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、国道49号の右側の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、日橋川の河川区域の左岸側の境界線との交点（銀の橋）に至り、同交点から同川の河川区域の左岸側の境界線を南に進み、猪苗代湖の河川区域の境界線（以下「猪苗代湖界」という。）との接点に至り、猪苗代湖界を東に進み、更に南に進み、更に東に進み、起点から猪苗代湖界への垂線の接点に至り、同接点から起点に至る線で囲まれた区域（その区域の境界となる線が道路用地及び道路用地の境界線である場合にあってはその境界線から外側100m以内の区域（ただし、国道49号の右側の境界線から30mを超え100m以内の区域のうち磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれる区域を除き、猪苗代都市計画区域のうち用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条</p>	<p>西線（起点郡山駅、終点新潟駅）の鉄道用地の起点から終点に向かって左側の境界線との接点に至り、同接点から同鉄道用地の起点から終点に向かって右側の境界線への垂線を東に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を北に進み、更に西に進み、長瀬川の河川区域の左岸側の境界線との交点に至り、同境界線を北に進み、更に北西に進み、国道115号（起点相馬市、終点耶麻郡猪苗代町）の左側の境界線との交点に至り、同境界線を北に進み、同国道の右側の境界線と国道459号（起点新潟市、終点双葉郡浪江町）の左側の境界線との接点から国道115号の左側の境界線への垂線との接点に至り、同垂線を西に進み、国道459号の左側の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、同国道の右側の境界線と磐梯朝日国立公園（特別地域）区域界（以下「国立公園界」という。）との交点（耶麻郡猪苗代町字堰間上地内）から同国道の左側の境界線への垂線の接点に至り、同垂線を南に進み、国立公園界との交点に至り、国立公園界を南に進み、更に西に進み、更に北に進み、更に西に進み、県道会津若松裏磐梯線（起点会津若松市、終点耶麻郡北塩原村）の左側の境界線との交点に至り、同境界線を南西に進み、県道猪苗代塩川線（起点耶麻郡猪苗代町、終点同郡塩川町）の右側の境界線との接点に至り、同接点から同県道の左側の境界線への垂線を南に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、県道翁島停車場磐根線（起点翁島停車場、終点県道猪苗代塩川線交点）の左側の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、県道翁島停車場線（起点翁島停車場、終点国道49号交点）の左側の境界線との接点に至り、同接点と県道翁島停車場磐根線の右側の境界線と県道翁島停車場線の右側の境界線との接点を結ぶ線を南に進み、県道翁島停車場線の右側の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、国道49号の右側の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、日橋川の河川区域の左岸側の境界線との交点（銀の橋）に至り、同交点から同川の河川区域の左岸側の境界線を南に進み、猪苗代湖の河川区域の境界線（以下「猪苗代湖界」という。）との接点に至り、猪苗代湖界を東に進み、更に南に進み、更に東に進み、起点から猪苗代湖界への垂線の接点に至り、同接点から起点に至る線で囲まれた区域（その区域の境界となる線が道路用地及び道路用地の境界線である場合にあってはその境界線から外側100m以内の区域（ただし、国道49号の右側の境界線から30mを超え100m以内の区域のうち磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれる区域を除き、猪苗代都市計画区域のうち用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条</p>

福島県景観計画 新旧対照表

新	旧
<p>第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)を指定した区域(国道115号の右側の境界線の西側及び県道米沢猪苗代線(起点米沢市、終点耶麻郡猪苗代町)の右側の境界線の西側にある同都市計画区域の用途地域にあっては、その境界線から30m以内の区域を除く。)を除く。)を含み、磐越西線の鉄道用地が境界線である場合にあっては同境界線に隣接する国道49号の右側の境界線から100m以内の区域を含む。)</p> <p>2 次に定める道路の区間及びその区間の道路用地の境界線から両側100m以内の区域(猪苗代湖の河川区域に含まれる区域並びに道路用地の境界線から30mを超え100m以内の区域のうち、磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれる区域を除く。)</p> <p>(1) 国道49号のうち、中山トンネル出口(耶麻郡猪苗代町大字山潟地内)から同国道の左側の境界線と県道猪苗代湖南線の右側の境界線との接点までの区間及び<u>猪苗代町域界</u>までの区間</p> <p>(2) 国道115号のうち、県道福島吾妻裏磐梯線との接点である国立公園界(耶麻郡猪苗代町大字高森地内)から、同国道の右側の境界線と国道459号の左側の境界線との接点までの区間</p> <p>(3) 国道459号のうち、北塩原村と猪苗代町境界から右側の境界線と国立公園界との接点(耶麻郡猪苗代町字堰間上地内)までの区間</p> <p>(4) 県道会津若松裏磐梯線のうち、<u>磐梯町境界</u>から県道猪苗代塩川線との接点(耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道地内)までの区間</p> <p>(5) 県道猪苗代湖南線のうち、国道49号との接点から猪苗代町域界までの区間</p> <p>別表1から別表4(略)</p>	<p>第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)を指定した区域(国道115号の右側の境界線の西側及び県道米沢猪苗代線(起点米沢市、終点耶麻郡猪苗代町)の右側の境界線の西側にある同都市計画区域の用途地域にあっては、その境界線から30m以内の区域を除く。)を除く。)を含み、磐越西線の鉄道用地が境界線である場合にあっては同境界線に隣接する国道49号の右側の境界線から100m以内の区域を含む。)</p> <p>2 次に定める道路の区間及びその区間の道路用地の境界線から両側100m以内の区域(猪苗代湖の河川区域に含まれる区域並びに道路用地の境界線から30mを超え100m以内の区域のうち、磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれる区域を除く。)</p> <p>(1) 国道49号のうち、中山トンネル出口(耶麻郡猪苗代町大字山潟地内)から同国道の左側の境界線と県道猪苗代湖南線の右側の境界線との接点までの区間及び<u>日橋川の河川区域の左岸側の境界線との交点(銀の橋)</u>から県道会津若松裏磐梯線との接点までの区間</p> <p>(2) 国道115号のうち、県道福島吾妻裏磐梯線との接点である国立公園界(耶麻郡猪苗代町大字高森地内)から、同国道の右側の境界線と国道459号の左側の境界線との接点までの区間</p> <p>(3) 国道459号のうち、北塩原村と猪苗代町境界から右側の境界線と国立公園界との接点(耶麻郡猪苗代町字堰間上地内)までの区間</p> <p>(4) 県道会津若松裏磐梯線のうち、<u>国道49号との接点</u>から県道猪苗代塩川線との接点(耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道地内)までの区間</p> <p>(5) 県道猪苗代湖南線のうち、国道49号との接点から猪苗代町域界までの区間</p> <p>別表1から別表4(略)</p>